

官報

号外

昭和四十六年二月十八日

○第六十五回 衆議院会議録 第八号

昭和四十六年二月十八日(木曜日)

昭和四十六年二月十八日
午後二時 本会議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

午後二時四分開議

○本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、
法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
及び租税特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)、法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。大蔵大臣福田赳夫君。

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、昨年十二月税制調査会から提出された昭和四十六年度の税制改正に関する答申に基づき検討を重ねました結果、昭和四十六年度の税制改正におきましては、最近における国民負担の状況にかんがみ、所得税の負担の軽減をはかるため、給与所得控除をはじめとする各種の所得控除の引き上げ、青色事業主特別経費準備金制度の創設、相続税の軽減合理化等を行なうことにより、平年度約二千億円の減税を行なうほか、当面の経済社会情勢の推移に即応するよう、公害対策、海外投資、資源開発対策、貯蓄奨励及び住宅対策、企業

所得税法の一部を改正する法律案外二案についての福田大蔵大臣の趣旨説明

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

理化を行なうことといたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、公害対策に資するため、公害防止施設に

につきまして、所得税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

（略）

昭和四十六年二月十八日 業議院会議録第八号
以上、三法案の趣旨について御説明申し上げた
次第であります。(拍手)

所得稅法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に付する佐藤鶴樹君の質問

卷之三

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）、法人税法の一部を改正する法律案（内

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対し
て質疑の通告があります。順次これを許します。
佐藤觀樹君。

○佐藤觀樹君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府より提案されました所得税、法人税並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、首相及び大蔵大臣にその所信を伺いました。

佐藤首相、いま国民が一番政治に期待しているものは一体何でしょうか。国民がひとしく悩んでいるのは物価の引き続く高騰であり、これを非難する声がござります。

とすれば、それは税金を安くすることだと思いま
す。これならやる気になれば、政府は確実に
実行する権限があるわけですし、国民は物価騰貴
を別の方法で緩和することができたのです。これ
こそ国民がひとしく待ち望んでいた政府から国民
へのプレゼントであつたと思います。しかし、た
だいま提案されました税三法を見ますと、まこと
に遺憾ながら、この国民の切なる願いはむなしく
くずれ去つてしましました。

今度の所得税法の改正では、中小所得者の所得税負担を軽くするために、基礎控除、配偶者控除

所得稅法の一部を改正する法律案外二案の簡旨説明

を現行の十八万円から十九万円に、扶養控除は十二万円から十三万円にと、いずれも控除額が一万円引き上げられます。しかし、昨年のようになじ・七%も物価騰貴する世の中で、この控除額一万元というのは、わずかに十八分の一の引き上げにすぎず、これでは全部が物価上昇に吸い取られてしまいます。幾ら政府が大幅減税と大宣伝をしても、國民にとってはちっともびんとこないのが現実ではないでしょうか。

来年度の自然増収は、總額で一兆四千九百六十五億の巨額にのぼっております。ところが、所得稅の減税は一千六百七十四億円の予定ですから、自然増収のたった一・一%にしか当たらないのです。昨年の減税は、自然増収全体に対して一二・八%だったのですから、昨年に比べましてもかなり低い減税であります。

しかも、この一千六百七十四億円の減税も、物価上昇が、政府が公約しましたように五・五%で幸いにして抑えられたとしても、この減稅額の七百四十億円が物価上昇に食われてしまいます。これでは、國民は逆に一年間に九〇%の増税になるではありませんか。一体首相は、この消費者物価の高騰の中で國民に減税をして、せめて物価高を減税で埋め合わせるという政治姿勢はないのですか、お伺いしたいと思います。

また、サラリーマンの給与所得控除の定額分はわずかに引き上げられましたが、われわれの要求とはほど遠く、これくらいではとても労働者の税負担は軽くなりません。企業では、車を買うのも、それを動かすガソリンも、すべて必要経費として落とされます。すなわち、ガソリン税などの税金まで必要経費として、企業は払っておらないわけです。しかし、サラリーマンにおきましては、まず所得税を取られ、そして自動車を買えば自動車税、ガソリン税は所得税を払った上に別個に払わなければいけないのが、現代の税制であります。このように労働所得者は二重に税金を取られることを考えますと、給与所得控除の定額分

は、この際思い切つて二十万円まで引き上げ、労者控除しか必要経費として認められない多くのサラリーマンの税負担を軽くするつもりはないのか、首相にお伺いしたいと思います。（拍手）

さらに突っ込んで大蔵大臣にお伺いいたします。

現在、四人家族の勤労者は、總理府統計から推計いたしますと、今年度の生活費は百三十万円を下回ることはないと思られます。一方、所得税の課税最低限は、現行九十万円が法律改正で九十六万円に引き上げられるにすぎません。この額では、生活費の実態に比べて、明らかに生活費に不足で食い込んで課税されていることになります。

しかも、この年間百三十万円、四人家族の人々が、一八%のベースアップがあつたといいたしますと、現行では一万七千七百九十四円の所得税でよかつたものが、新しい所得税率では、何と二万七千百七十七円と、一万円も増大するわけではありません。

政府は、いつから生活費には課税しないといふ大原則を捨てたのか、そして減税したといふ政府が、逆に増税になつてしまふ人々に一休いかなる処置をなさるのか、大蔵大臣の率直、明快なる御答弁をお伺いいたしたいと思います。（拍手）

さて、このたび租税特別措置法の中に青色事業主特別準備金制度が新設されることになつております。

これは青色事業者の老後保障を主眼にして、最高十万円までの積み立てを奨励として認め、廃業、引退などをする場合に取りくすしができるものであります。この緊急性に乏しいものがいままで出てきてきた背景は、来たるべき地方選挙、参議院選挙を前にしての選挙対策のにおいが強いので

選挙対策にはなりません。この制度の発想は、長年青色事業主が望んでいた個人企業の事業主報酬を認めないかわりであり、明らかに問題のすりかえであると思うであります。こんな制度をつく

るより、むしろ、個人企業者に對して勤労性事業主控除などを考えて、税負担の輕減をはかるべきであると考えます。乏しい老後保障、職業保障をそのままにして、わざかな税制で個人事業主の救済をはからうることは本末転倒であります。政府は、個人事業主と法人企業との税負担のバランスをとるために、個人事業主に新たな控除措置をする考えはないか。福田大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

私は、これまで勤労者や中小企業者にとつてもっと優遇措置をと訴えてまいりましたが、政府としては、一体どこにそんな財源があるのかと疑問を持たれるかと思います。

私は、次に、一部の特定者のみが優遇される点をお伺いたいと思います。

租税特別措置法につきましては、その法律の制定以来、税の公平論理から数々の批判が加えられてまいりました。昨年の国会におきましても、実際に汗水たらして働く勤労者が優遇されずに、働かずして不労所得を得ている利子生活者を優遇する利子配当優遇措置、あるいは過分に保護されている銀行の貸し倒れ引当金あるいは輸出振興税制の問題など、数々の点が指摘され、佐藤首相も口癖の、慎重に検討いたしましたと約束をしておられます。たとえば、銀行の貸し倒れ引当金に關しましても、「一般的に貸し倒れの実情から見て、かなり高い水準になつており、それだけ税額が甘くなつてゐるという意見もあるように見受けられますがので、税制調査会にも御検討願い、十分検討してみたいと、かのように考えております。」と、昨年の三月十二日、わが党の阿部助哉議員の質問に対して、私がいま質問をしておりますこの場で答えてるのであります。しかし、一向に慎重に検討した結果はあらわれておりません。昨年の十二月の税制調査会の答申にも、租税特別措置が既得権化や慢性化しているのを排除して、政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定を、厳格に

行なうようにすべきだと指摘しております。しかし、まことに遺憾ながら、ここに出された租税特別措置法の内容は、佐藤首相の言われた方向とも、ふしきなことに逆の方向になつております。すなわち、既存の制度はこれをできるだけ温存し、期限切れになると直ちに新しい制度でかわりをつくり、從来の既得権を守つてゐるのです。たゞ、前にも私が申し上げました輸出振興税制は前国会で改廃することを検討することになつてゐたのですが、今度は部分的な圧縮にとどまり、むしろ今後の経済の国際化に対応して、税制面の援助体制の新たな段階へと、質的に整備しようとしております。

また、海外投資損失準備金の拡充や、資源開発投資損失準備金の設置、船舶特別償却の拡大など、経済の国際化に対応できるように制度を組みかえ、海外進出を助ける税制にしております。さらに、テレビ製造、造船機械産業など、戦略産業に手厚い保護をするため、新たな制度が創設されるなど、政府、財界一體化した構想のもとに進んでいるのであります。

こうして、大企業や資産所得者のみに有利につくられた制度は、一つづくられますがそれが既得権化され、さらに次々と新たな特別措置を誘発し、公平論理といふ税体系の根本をいびつなものにしているのであります。すでに百四十項目にわたるという租税特別措置は、著しく国民に税負担のばかばかしさを植えつけていますが、首相は、今後この租税特別措置を一体どのようにしていくおつもりなのか。国会での答弁と、いまの方向とは、明らかに違うと考えられます。その政治的責任をどうのようと考えられていらっしゃるのか。私は、三年計画でこの特別措置を全廃すべきと考えておりますが、首相の考へはいかがでしょうか。特に新制度の設置、期限切れの特別措置の延長は、絶対にやるべきでないと考へておりますが、佐藤首相の責任ある答弁をいただきたいと思います。(拍手)

行なうようにすべきだと指摘しております。しかるに、既存の制度はこれをできるだけ温存するが、前国会で改廃することを検討することになつてゐたのですが、今度は部分的な圧縮にとどまり、むしろ今後の経済の国際化に対応して、税制面の援助体制の新たな段階へと、質的に整備しようとしております。

次に、交際費課税の問題についてお伺いいたしました。

四十四年度の交際費は、何と九千五百五十五億円、これだけの金があれば、鉄筋の公団住宅なら三十戸分、國の来年度の下水道整備費を除いた

公債予算の三十年分に当たるというばく大な額が、一年間に飲み食いされたのであります。大蔵省發行の有価証券報告書によれば、三井物産は半期で八億八百万、丸紅飯田が七億九千万、日商岩井が七億三千万と、何と年間十六億円の交際費を、あたかも使わなければ損のように使つておられます。

交際費は公私混同を招き、ある会社の幹部は、二号のために家具一切と自分の洋服まで買ひ、その領収証を交際費に入れて、東京国税局の調査ではいたなど、こんな事例をあげていつたら枚挙のいためありません。

人税率の改正は見送られてしましました。確かに、昨今の景気停滞含みの情勢から考えますと、一見、法人税率を引き上げるのは無理であるかのよ

うに見えます。しかし、現在のわが國の法人税負担

は、地方税を含めてですが、西欧諸國の水準に比

べまして、はるかに低い現状となつております。

すなわち、四十五年度の法人税率は、日本が三

六・七五%であるのに対し、アメリカが五三・

八七%、西ドイツが四九・〇%、フランスが五

〇%になつてゐるよう、日本の法人税率は、た

くも、二千萬もするマンションを買ったホステスを調べてみたら、会社の幹部が交際費で落とし

ていたなど、こんな事例をあげていつたら枚挙の

いためありません。

交際費は、企業の經營をゆがめていると同時に、日本人を、公私けじめのつかない人間に育て上げてしまつたともいわれております。(拍手)

しかも、この交際費なるものは、飲み食いなどの消費が大部分ですから、当然企業は生産コストに含めて考えますので、いずれ物価高として消費者にはね返ってきます。この一兆円に近い交際費も、実は物価高を招く一つの原因となつていています。

この交際費に対しまして、今まで一社当たり

百五十六億円のぼりますが、この受益者は、ほとんどが企業ですから、法人税率の引き上げは当然であると考えます。

さらに、来年度の公共事業関係費は、一兆六千六百五十六億円のぼりますが、この受益者は、ほとんどが企業ですから、法人税率の引き上げは当然であると考えます。

また、来年度の法人税率は、昨年の改正でやつと現行の三六・七五%に引き上げられたものであります。この経緯を見てみると、法人税率は、不況の回復や開放経済体制における企業の基盤強化という名目で、過去三回下げられてまいりました。すなわち、三十年に四〇%だったものが、四十一年に三五%に引き下げられてきたのであります。この経緯から考えてみましても、現行の三六・七五%というのは、引き下げ前の三十年の四〇%にいまだ戻っていないわけであります。この点から考へても、基礎控除や扶養控除引き上げに對して、定額控除の引き上げに重点を置いたことは、佐藤君も十分お認めいただけます。今回の改正案におきましても、基礎控除や扶養控除引き上げに對して、定額控除の引き上げに重点を置いたことは、佐藤君も十分お認めいただけます。私は、わが國の所得税負担の適正化には、十分配慮してまいりたいと考えます。

次に、租税特別措置についてであります。

次に、租税特別措置についてであります。</p

れを頭から、これは悪であるから三年でやめてしまえ、かのように言われたことはいかがかと思います。確かに、租税特別措置は、一面において税負担の公平をそこなうものであることは否定いたしませんが、一方において、税制を通じて経済諸施策の遂行に寄与しようとするものであります。問題は、両者ののかね合いであるうと思います。今回の改正案も、公害防止、資源開発、海外投資等に資することを目的としたものであり、その機能は正しく評価さるべきであると考えます。今後とも、政策目的の合理性や政策手段としての有効性の判定は厳格にこれを行ない、常に適切な制度であるように留意してまいります。

〔國務大臣福田赳氏君登壇〕

○國務大臣(福田赳氏君) まず所得稅減稅についてございますが、所得稅減稅につきましては、昭和四十五年度におきまして、いわゆる稅制調査会の長期答申を完全実施をいたしたわけでありまして、そこで、まあ四十六年度は一休みしたらどうかというような意見を言う人もありましたが、私はそうは考えない。やはり、いま佐藤さん御指摘のように、物価の変動もある、その辺は十分考慮しなければならぬということを考えまするときに、所得稅減稅は、今後ともねばり強くこれを推し進めていかなければならぬ、かように考えまして、ただいま御説明申し上げたとおり、二千億減稅を実行することにいたしたわけであります。(拍手)

この結果、給与所得者にとりますると、課稅最低限は一〇%前後上昇したことになるのであります。いま四十六年度における物価展望は五・五%になつており、これと相対比いたしますると、かなりゆとりのある減稅になつた、かように考えておるのであります。特に給与所得者につきましては、たいへん私どもは意を用いておるといふが、

重点を置いておるのであります。給与所得者控除免除、これを三万円引き上げることにした。これは、一万円上げますと三百億円かかるのです。ですから、三万円上げますといふことになると、九百億円の財源を必要とする、こういうようなことを考えまして、まあ一円にしますか、一万円にしますか、すいぶんこれは議論のあつたところなんですね。そこで、最終的に税制調査会は、三万円というふうにふん切りをつけ、大蔵省においてもやむを得ないかなという意思表示をいたしましたところ、東畑会長におきましては、ああこれで一流料理屋のフルコースになつた、こういうふうな感想を漏らしておりますが、さように意を用いているという点を申し上げたいのであります。

また、課税最低限につきまして、これは生活費の最低限、これを考えてあるのかどうかというお話をございますが、これは私は、生活費の最低限といふものは、その国の国力の状況あるいは社会環境によって変化をしていく、こういうふうに見るのであります。つまり、これは我が国と同じような先進諸国で一体どうなつているかということを見るのが一番早いのぢやないかと思ひます。が、今回の課税最低限、これはアメリカなどには及びませんけれども、まあヨーロッパの先進諸国に比べると、ますます肩を並べ、その配列におきましては、やや上位にある程度まできておる、かように存しますので、御不安はない、かように考えております。

ならぬといふようなこと、そういうふうなことを考えますると、青色申告者につきまして、特別の制度をも認めることが妥当ではあるまい。そういう考え方立つたわけでありまして、決して選挙対策にこれを使ったというようなことはございません。

さらに、特別措置を三年で廃止せよといふお話をございますが、これはなかなかむずかしい。これが慢性化する、定着化するといふようなことにつきましては、時々刻々これは反省し、改定を加えていかなければならぬ。現に四十六年度税制におきましても、特別措置の尤るものである輸出控除制度、これについて改定を加えるといふようにいたしましたが、また、交際費課税につきましてもそうちした、これは御承知のとおりであります。

なお、交際費課税について、具体的な御提案をいたしまして、四百万円という基礎控除額、また千分の二十二・五という基礎控除、これについて改定を行なう意図があるかといふお話をございますが、今回の課税対象額の中での対象額とする比率を六〇%から七〇%にしたのです。これは御了承願つたと思うのであります。なお、その基礎控除の点について御検討というお話でありますが、その点について、私もそう考へてゐるのであります。ただ、この四百万円といふ問題は、これを下げる、あるいは全廃するということになると、中小企業者に急激な負担増加を及ぼすという点を考えるときに、これは慎重にならざるを得ない。いろいろ考えたのですが、結論を得ないままに今日に至つておりますが、これは今後の検討問題にいたしたい、かように考へておるのであります。

次に、法人税率三名引き上げ論でござりますが、法人税率、佐藤さんのお考の根底は、日本の法人税率が外国に比べて安いのだ、低いのだというようなお考なんですが、これは事実違つております。よくアメリカのことと比較いたしますが、アメリカでは、法人税率が、地方税、国税總

合しての話ですが、四一・五%になつております。わが国におきましては、それが四五・〇四%といふようになつておりますので、決してわが国の法人税が低いんだ、安いんだという状態ではない、この点を御了承願いたいのです。

また、さらに、法人税率につきまして、これを景気の変動等において流動的、彈力的に考へたらどうだ、こういうお話をござります。これは、私も、考え方としては賛成なんでありまして、現に四十五年度税制におきましては、法人税の増徴をいたしております。しかし、佐藤さんがおっしゃるのと、そういう税制の改正をその年々にやれといふことではなくて、包括的に、この弾力条項といふか、上げ下げを機動的にできるようにといふ御趣旨であると、私は、これはたいへんけつとうだと思います。しかし、これは国会が御承認くださいとかと思いまして、それは御提案をいたさないまでもある、かよくな次第であります。(拍手)

Digitized by srujanika@gmail.com

内容を高福祉にしなければならないと思います。すなわち、物価、公害、社会保障等の諸問題に、重点的に効率的に財政が運用されなければならぬ、と思つてあります。しかしながら、今回の予算案を見ましても、すでに何回も指摘されたところではあります、歳出内容は、決して高福祉と断言できるものではありません。

一方、高負担については、昭和四十六年度の租税負担率が、四十五年度当初見込み一八・八%を〇・五%も上回るものであること、あるいは自動車重量税の導入など、確かに高負担への道を政府は歩んでおります。まさしく、これは高福祉・高負担ではなく、低福祉・高負担であります。総理が、もし、七〇年代の財政の方向が高福祉・高負担であるとするならば、どういう内容で、また、どのようにして実現するのか、ここに明らかにしていただきたいと思います。(拍手)

第二に、今後におけるわが国の税体系についてであります。

税制調査会は、今年八月、税制に関する長期答申を提出する予定であります。この中には、付加価値税の導入が必至といわれておりますが、このことは、現行の所得税中心の税体系を大きく改めることになるのであります。

総理は、もし答申が付加価値税の導入を提唱した場合には、時間的な準備期間は設けるとしているが、これを採用するかどうか、それとも、現在の所得税中心の税体系でいくのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

と同時に、高負担といふのは、だれに、どの階層に主として高い負担を負わせるのか、この点、お示し願いたいと思います。

第三に、税負担の公平についてであります。これは、高負担を主張する以前の問題であります。しかるに、今回の改正に際しても、租税特別措置についてほどこまで真剣に検討されたのか、全く疑問であります。たとえば、具体的には、銀行の貸し倒れ引当金の問題があります。現行新制

では、貸し出し総額の千分の十五に当たる分までの積み立てが非課税になつておるわけあります。ところが、実際に貸し倒れの発生率は、都市銀行を例にとっても千分の〇・二程度にすぎないのであって、千分の十五という引き当てる率は、あまりにも銀行を優遇する制度となつてゐるといわざるを得ないのであります。したがつて、千分の十五を実情に合わせて引き下げるべきであると思ひますが、この意思があるかどうか。また、ありますとするならば、その時期はいつとお考えなのか。お伺いしたいと思います。

さらに、交際費課税についてであります。今年度の改正で若干強化されたとはいうものの、現在六割の否認率を七割に引き上げたにすぎないのです。これでは一兆円をこす交際費総額の二〇%程度しか否認されていないことになるのであります。「交際費天国日本」の悪名をほしままでしている現在、交際費課税こそさらに強化すべきであると思うのでありますが、総理の見解を伺いたいと思います。

なお、私はここに二つの例を出しましたが、問題のあるものはこれだけではありません。現在の租税特別措置は、その発足の当初とは大きく性格を異にし、きわめて大企業擁護のものとなり、しかもそれが既得権化してしまつてゐるのであります。その上、租税特別措置は、国税に減税効果をもたらすだけでなく、地方税への波及効果をも考へると、負担の不公平はさらに拡大されることになります。したがつて、私は、総理に対し、租税特別措置を根本から洗い直し、この実態を国民の前に明らかにし、さらに今後どうするかを明示することを要求いたします。(拍手)

第四に、所得税減税についてであります。

今回の改正では、若干の各控除が引き上げられたものの、初年度千六百億円という小額なものに終わってしまい、自然増収見込みの一割そこそこの超ミニ減税であります。これは、夫婦、子一人の四人世帯で年間百万円の収入があつた場合、わ

すか四千四百円の減税にしかならず、これでは物価調整減税にもなっていないのです。また、これにベースアップがあったとすると、累進税率によって、かえって増税になる事例がきわめて多いのです。したがって、減税とはいうものの、事実は取り過ぎの一部を還元したままであり、少な目の減税という形で、国民はいつとはなしに高負担への道を歩んでいることになるのです。これでは国民の重税感の緩和はできません。諸物価高騰のおり、国民生活の負担軽減を考えるならば、課税最低限をさらに引き上げるべきであると思いますが、総理の見解はいかがですか。

また、わが公明党の主張する、夫婦、子三人の五人世帯で百五十万円、四人世帯で百三十万円まで無税を実現される意思はないかどうか、お尋ねしたいと思います。

さらに、今後の所得税減税の方向についてであります。単に物価調整的なものにするのか、それとも、われわれの主張するような大幅減税を行なうのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、所得税の税率改正については、中堅所得層の重税感を緩和するためにも、税率調整に関する議論は特に配慮すべき時期を迎えていると確信しています。これは特に配慮すべき時期を迎えていると確信しているものであります。総理の見解をお伺いいたします。

また、夫または妻の収入は、配偶者の功がなくてはあり得ないと思います。そこで、その収入を二分して税率をかけ、合算して税額とする、いわゆる二分二乗方式を採用すべきであると思いますが、総理の御見解はいかがですか。

次に、法人税の問題についてでありますが、わが国の法人税負担は、諸外国に比べてなお低い水準にあること、また、経済を安定成長路線に乗せるという点からも、法人税率の引き上げを今後検討すべきであると思いますが、総理の見解はどうか、お伺いしたいと思います。

最後に、所得税の課税最低限と関連した問題と

して、住民税の課税最低限についてであります。自治省及び地方公共団体は、応益負担の原則と地方自治の觀点から、所得税と住民税の課税最低限に格差を設けることを是認しているようであります。しかし、地方税に対する住民の負担感からいつても、この格差は是正すべきであると思ひます。しかるに、今回の改正では、この是正は行なわれおりません。総理並びに自治大臣は、この点どう考えられているのか、また、格差の解消をいつまでに行なうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

以上、税制の基本的な問題について質問をいたしました。総理並びに関係大臣の明快な答弁を希望して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤栄作君) 貝沼君にお答えいたします。

当面御審議願つています税法のもとにおきましては、直ちにこれをもつて高負担といらるのは当たらないことだと、かように私は考えます。国民所得に対する租税負担率におきましても、四十六年度は、四十五年度のほど横ばいで推移するものと見込まれておりますし、先進諸国の負担率と比べても、決して高負担といらるべき状況ではありません。このことをまず御認識いただきたいと思ひます。

ただ、今後の問題としては、社会資本の充実、社会保障の拡充等、政府の施策に期待される分野は次第に拡大されていくものと考えます。この過程においては、国民の税負担はある程度上昇せざるを得ないものと考えます。このことは、すでに新経済社会発展計画におきましても指摘しているとおりであります。

貝沼君のお尋ねは、この高負担を何によつてさえていくかとの趣旨であろうと私は思ひますが、率直に申しまして、所得税を中心とする直接税に依存することには限度があり、高級化、多様化の傾向をたどる商品にも着目してまいらねばならないのではないかと考えます。そこで、御指摘

